「地域への貢献度等に係る評価点」算定基準

工事成績評定に係る評価点(次の(1)又は(2)のいずれかを選択する。)				
	(1) 年度から 年度の平均評定点(通知済み)			
	(2) 年度から 年度の平均評定点 ※ 平均評定点は、「工事成績評定に係る評価点換算表」により算定し、「工事成績点に係る評価点 算定表(様式第2号)」及び「工事成績評定通知書の写し」を添付して提出すること。 なお、提出の際には「工事成績評定通知書」の原本を持参し確認を受けること。	①		
↑ いずれか チェック	換算後の点数	2	最高	\$80点
	価項目に係る評価点(次に掲げる項目のうち、該当する項目を選択する。)		最高20点	
優良工事 表彰経歴	年度から 年度において、長野市から優良工事表彰を受賞した事業者	3		3点
環境対策	次の(1)から(5)のうち、認定(認証)を取得しているいずれかを選択する。 (1) ながのエコ・サークル(ゴールド・ランク)認定事業者:3点 (2) ISO14001の認証取得事業者:2.5点 (3) エコアクション21の認証取得事業者:2点 (4) ながのエコ・サークル(シルバー・ランク)認定事業者:1.5点 (5) ながのエコ・サークル(ブロンズ・ランク)認定事業者:0.5点 ※認定証又は登録証(附属書とも)の写しを添付すること。	4	<u>3点~</u>	
安全衛生 対 策	次の(1)から(3)のうち、認定(認証)の取得又は活動実績のいずれかを選択する。 (1) 労働安全衛生マネジメントシステム(OHSAS)の適合:2点 (2) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)の認証取得:2点 (3) 年度から 年度の建設業労働災害防止協会長野県支部における活動実績:1点 ※認定証又は活動証明書の写しを添付すること。	(5)	2点又(
労働福祉	(1) 障害者雇用:2点 障害者を常用労働者として、法定雇用障害者数以上を雇用している又は法定雇 用義務は無いが雇用している事業者 ※雇用労働者数が50人以上の事業主にあっては「障害者雇用状況報告書」の写し、50人未満の 事業主にあっては「障害者雇用状況の申出書(様式第3号)」を添付すること。	6		大4点
	(2) 次世代育成支援の取組:2点 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定をして いる事業者 ※労働局に提出した「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し(受付印が押印されたもので、 公告日において計画期間中のもの)を添付すること。	7	2点	
	(3) 労働福祉の状況:2点 経営事項審査の「労働福祉の状況」が30点以上の事業者 ※公告日の直近に交付された経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の写しを添付すること。	8	2点	
	(4) 労働福祉の状況(減点項目): -1点 経営事項審査の「労働福祉の状況」のうち、「雇用保険加入」、「健康保険加入」 及び「厚生年金保険加入」欄のいずれかに「無」の表示がある事業者	9	-1点	
	(1) 災害協定の締結、災害時応急活動実績 次のア又はイのうち、いずれかを選択する。 ア長野市と「災害時業務委託契約」を締結している事業者又は「災害時における協力に関する協定等」を締結している協会の会員:2点 <u>イ長野市と「災害時業務委託契約」を締結している事業者のうち、公告日から</u> 過去2年以内に災害時応急活動実績のある者:3点 ※災害時業務委託契約は、毎年6月1日公告分から当該年度の契約とする。 ※応急活動実績は、「活動実績確認書」の写し、(受付印が押印されたもの)を添付すること。	10)	3点又	
地域貢献	(2) 道路除雪業務委託契約の締結 次のアからウのうち、長野市と「道路除雪業務委託契約」を締結しているいず れかを選択する。 ア 自社保有機械(リースを含む)で行っている事業者:3点 イ 市からの貸与機械のみ又は融雪剤散布のみの事業者:2点 ウ 豪雪時における道路除雪業務委託契約締結事業者:1点 ※毎年12月1日公告分から当該シーズンの契約とする。	(1)		~1点
	(3) 消防団活動又はボランティア・公益活動の取組 次のア又はイのうち、いずれかを選択する。 ア消防団協力事業所表示制度認定事業所:2点 ※消防団協力事業所表示制度実施要綱第4第1項又は第6に該当する事業所等 イ公告日から過去1年以内に実施したボランティア活動:1点 ※ボランティア・公益活動の申出書(様式第4号)に、実施日・状況が確認できる書類を添付して 提出すること。	12	2点又(
指名停止	(減点項目)公告日から過去1年以内に長野市からの指名停止措置を受けた事業者 ※減点数=通算指名停止月数×(-1点)	13	マイナフ	ス評価
社会的	※阪京教=通算相右停止万数へ(=1点) (減点項目)所得税の源泉徴収義務者のうち、市民税・県民税等の「特別徴収義務者」となっていない事業者にマイナス評価:-2点	<u>(14)</u>	=	-2点
_ 貝 11. 1	小計(3+4+5+6+7+8+9+10+11+12+13+14)	15	最高	事20点
合 計(②+⑮)		İ	最高	100点